

公益社団法人移行後の理事の報酬等の総額の上限

公益社団法人の理事報酬等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号において、「民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。」とされている。

理事の報酬支給基準については、①総会で決定する方法と、②総会で報酬等の総額の上限を定め、支給基準は理事会で決定する方法とがある（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条）。

本会では、総会の開催が事実上年1回に限定されるため、物価等の変動に弾力的に対応できるよう、総会で報酬等の上限を定め、その範囲内で理事会で具体的な支給基準を定めることとする。

総額を算定するに当たって、その前提となる常勤理事の報酬等については、現在の支給基準を踏襲し、非常勤理事の報酬と併せて「理事報酬規程（案）」に規定するものとする。

以上の考えに基づき、公益社団法人への移行後の理事の報酬等の総額について、次のような上限を設定することを提案する。

【提案】

理事の報酬等の総額の上限（年額） 2,500万円

<参考>

会長1名、副会長1名、常務理事1名

月額報酬、賞与、退職慰労金

（注）非常勤の副会長は月額報酬のみ

職能理事3名、地区理事8名、准看護師理事1名

総会、理事会、役員会等への出席時の月額報酬